

加西市広告掲載事業実施要綱

(目的)

第1条 この要綱は、市が保有する施設、物品、印刷物等を広告媒体として活用し、民間企業等の広告を掲載することに関して必要な事項を定めることにより、地域経済の活性化及び市の新たな財源を確保することを目的とする。

(定義)

第2条 この要綱において、次の各号に掲げる用語の意義は、それぞれ当該各号に定めるところによる。

- (1) 広告媒体 印刷物、ホームページ、財産等の市の資産のうち広告掲載が可能なものをいう。
- (2) 広告掲載 広告媒体に民間企業等の広告を掲載若しくは掲出又は施設の命名権を付与することをいう。
- (3) 広告主 広告を掲載しようとする者をいう。

(広告の範囲)

第3条 次の各号のいずれかに該当する広告は、広告媒体に掲載しないものとする。

- (1) 法令等に違反するもの又はそのおそれのあるもの
- (2) 公序良俗に反するもの又はそのおそれのあるもの
- (3) 政治性のあるもの
- (4) 宗教性のあるもの
- (5) 社会問題等についての主義主張に関するもの
- (6) 美観風致を害するおそれのあるもの
- (7) 個人の氏名を広告するもの
- (8) 青少年保護及び健全育成の観点から適切でないもの
- (9) 虚偽若しくは誇大であるもの若しくはその疑いがあるもの又は事実を誤認するおそれがあるものその他消費者被害の未然防止及び拡大防止の観点から適切でないもの
- (10) 前各号に掲げるもののほか、広告媒体に掲載する広告として適当でないと市長が認めるもの

(広告の位置、規格、広告掲載期間及び広告料)

第4条 広告の位置、規格、広告掲載期間及び広告料は、広告媒体ごとに別途定める。

(広告主の選定基準)

第5条 広告主の選定は、地域性及び公共性の高いものを優先する。ただし、競争入札又は企画提案方式を採用する場合は、この限りではない。

(広告掲載の募集)

第6条 広告掲載の募集は、その都度広告を掲載する広告媒体ごとに広報紙又はホームページ等に掲載し、募集するものとする。

(掲載の決定等)

第7条 広告掲載の募集、申込みの受付、審査、広告掲載の可否決定、広告料の収納及び広告の掲載は、広告媒体を所管する課において行う。

(掲載の取消し)

第8条 市長は、次の各号のいずれかに該当するときは、広告掲載期間中であっても、広告掲載を取り消すことができる。

- (1) 広告主が市の信用を失墜し、業務を妨害し、又は事務を停滞させるような行為を行ったとき。
- (2) 広告主が社会的信用を著しく損なうような不祥事を起こしたとき。
- (3) 広告主が広告掲載料を指定する期日までに納入しなかったとき。
- (4) その他特に広告掲載が適当でないと認められるとき。

(広告主の責務)

第9条 広告主は、掲載した広告の内容に関する一切の責任を負うものとする。

(その他)

第10条 この要綱に定めるもののほか、広告掲載に関し必要な事項は別に定める。

附 則

(施行期日)

1 この訓令は、平成27年10月1日から施行する。

(加西市広告掲載事業実施要綱の廃止)

2 加西市広告掲載事業実施要綱（平成17年加西市訓令第22号。以下「旧要綱」という。）は、廃止する。

(経過措置)

3 この要綱の施行の際現に旧要綱の規定により広告掲載されているものについては、この要綱の規定により広告掲載されたものとみなす。